

14. 軽油引取税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
指定市	1. 軽油引取税は、軽油の引取り等に対し、次の税率により課税するものとする。	8月：前年度3月～7月 収入分				
[道府県]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油1キロリットルにつき (本則)</td> <td>32,100円 (15,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	軽油1キロリットルにつき (本則)	32,100円 (15,000円)	12月：8月～11月収入分
区 分	税 率					
軽油1キロリットルにつき (本則)	32,100円 (15,000円)					
	2. 軽油引取税交付金は、指定市を包括する道府県が、軽油引取税の収入額に10分の9を乗じて得た額を指定市に対し、当該指定市の区域内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積であん分して交付する。	3月：12月～2月収入分 [制限なし] 平成20年度までは、道路に関する費用に充てる				

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	5,730,860	5,472,976	5,583,993	5,488,349	4,821,470

(注) 上記決算額は、軽油引取税交付金と旧法による軽油引取税交付金の合算額。

15. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
施設等所在 市町村	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金) アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該固定資産の価格及び当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。	12月31日
[国]	2. 施設等所在市町村調整交付金(調整交付金) アメリカ合衆国軍隊が建設し、設置した建物及び工作物が所在する市町村に対し、税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内で交付する。	[制限なし]
	3. 算定期日 当該年の3月31日	

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	29,166	28,758	28,707	29,324	29,300